

公取中部だより 消費生活ダイジェスト

〈令和3年1月～3月の活動状況〉

問い合わせ先：公正取引委員会中部事務所総務課 [Tel:052-961-9421](tel:052-961-9421) (直)

景品表示法を中心に、公正取引委員会中部事務所の取組を御紹介します。

※中部事務所は消費者庁と協力して相談受付、事件調査、広報活動を行っています。

1. 令和3年度講師派遣のラインナップ及び概要

今年度も講師派遣を実施します。皆様方が開催する研修会や授業へ中部事務所職員が出向き、お話しさせていただくものです。オンラインでの実施を含め、お問い合わせ、御相談をお待ちしています。

(1) 消費者団体、地方公共団体（消費生活関連部局）向け

・消費者セミナー

県・市区町村が主催する消費者向け講座等に職員を講師として派遣し、公正取引委員会の役割のほか景品表示法の概要や違反事例等について説明するセミナーです。商品やサービスの表示は生活に密着したものです。クイズやシミュレーションゲームを交えて分かりやすく説明します。

申込先：中部事務所取引課

メールアドレス chubu_torihiki_seminar2103@jftc.go.jp

(2) 大学向け

・消費生活講座

大学に職員を講師として派遣し、公正取引委員会の役割のほか景品表示法の概要や違反事例等を説明する出前授業です。本講座は、学生に消費者としてだけでなく将来企業等で働く上でも正しい表示等について知ってもらうことをねらいとしています。

申込先：中部事務所取引課

メールアドレス chubu_torihiki_seminar2103@jftc.go.jp

2. 景品表示法に基づく措置命令

～ティーライフ株式会社に対する景品表示法に基づく措置命令について～

令和3年3月23日、消費者庁が、ティーライフ株式会社（以下「ティーライフ」といいます。）に対し、措置命令を行いました。これは、同社が供給する「メタボメ茶」と称する食品に係る表示について、**景品表示法に違反する行為（同法第5条第1号（優良誤認））が認められたことによるもの**です。**公正取引委員会中部事務所及び消費者庁が調査に当たりました。**

ティーライフは、「メタボメ茶」と称する食品を摂取することにより、**当該食品に含まれる成分の作用による著しい痩身効果が得られるかのように示**

す表示をしていました。しかし、消費者庁が、ティーライフに対し、当該表示の裏付けとなる合理的な根拠を示す資料の提出を求めたところ、同社から提出された資料は、これを示すものであるとは認められないものでした。このような表示は一般消費者に誤認を与えるものであり、合理的な商品選択を困難にする可能性があるものです。

(合理的な根拠がない効能・性能の表示は優良誤認表示とみなされます。)

ティーライフ株式会社に対する景品表示法に基づく措置命令について

消費者庁は、ティーライフ株式会社に対し、同社が供給する「メタボメ茶」と称するポット用ティーバッグ30個入りの食品に係る表示について、消費者庁及び公正取引委員会（公正取引委員会事務総局中部事務所）の調査の結果を踏まえ、景品表示法に違反する行為（同法第5条第1号（優良誤認）に該当）が認められたことから、同法第7条第1項の規定に基づき、措置命令を行いました。

実際の表示（一部）



詳しくは公取委HP

トップページ→報道発表・広報活動→報道発表資料→最近の報道発表資料（令和3年）→3月（令和3年3月23日）ティーライフ株式会社に対する景品表示法に基づく措置命令について
<https://www.jftc.go.jp/houdou/pressrelease/2021/mar/210323.html> を御覧ください。

中部事務所の活動概況

令和2年度第4四半期（1月～3月）においては、「感染拡大防止」と「事務所の機能維持」の両立が強く求められました。

1月13日、管内の岐阜県及び愛知県が新型コロナウイルス感染症緊急事態宣言の対象地域に加えられました。その後、2月28日に解除されましたが、事務所が所在する

愛知県では厳重警戒措置が3月21日まで実施されました。

こうした中、中部事務所ではテレワークを推進してきました。その一方で、下請法に関連した相談件数は増加しています。出勤の職員が、中小企業の困り事や親事業者からの問い合わせなどについて電話相談に当たっています。

違反事件の審査においても制約が生じることになりました。そうした中、3月、管内の眼鏡小売業者及び陶磁器製造業者に対し、独占禁止法違反につながるおそれがある行為を行っているとして注意を行いました。

独占禁止法に関しては、1月にも、管内のタクシー業者の団体のうち主要な団体に対し、未然防止の観点から、「注意の対象となった別団体の行為」について周知しました。こうした周知は公正取引委員会全体でも初めてのものです。

景品表示法に関しては、3月、消費者庁は、ティーライフ株式会社に対し措置

命令を行いました。同社が供給する食品の表示について、中部事務所の調査結果も踏まえ、優良誤認に該当することが認められたことによるものです。

広報活動については、2月、定期的な講演会の開催に向けて、北陸経済連合会主催のセミナーで職員が講師を務めました。また、地方公共団体の職員の方々に競争政策への理解を深めていただくための取組も実施しています。